

令和2年11月19日版

コロナウイルス対策ガイドライン

有限会社パーソナルアシスタント町田
東京都町田市原町田4-18-6 マーブルパレス101
取締役 安藤 舞歌
電話 042-850-9141

令和2年3月19日の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の通知に「特に訪問系サービスについて、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるので」と記載されています。当社ではコロナウイルス対策を良く調べ用意し、感染の疑いがある利用者様、その他の利用者様、ヘルパースタッフの皆様ともに安心してこの状況を乗り越えることができるように最善を尽くします。無症状者の割合が高いため難しいですが少しでも感染をおさえるために皆様にご協力の程お願い申し上げます。

発熱等風邪症状の出た利用者様

- ・1日のうち、37.5度を超える熱を含む微熱が6時間以上継続した場合はすぐにサ責、所長に連絡をください
- ・息苦しさ、倦怠感、高熱等の強い症状がある場合はすぐに「帰国者・接触者相談センター」とサ責、所長に連絡をしてください
- ・重症化しやすい方については比較的軽い風邪の症状がある場合に「帰国者・接触者相談センター」とサ責、所長に連絡をしてください
- ・発熱とその他の症状がある場合は別紙のチャートに基づき万が一コロナウイルスに感染していた場合に二次感染を起こすことが無いように対応を開始します、介助時は感染症に気を付けて慎重におこなってください

帰国者・接触者相談センター

東京都 0570-550571

神奈川 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/support.html>

- ・自宅でも自分以外に人がいる場合はマスクを付けて過ごしてください
- ・37.5度を超えない微熱の場合もサ責、所長にご連絡をください
発熱以外の症状によっては二次感染を起こすことが無いように情報共有を開始いたします
- ・同居者がいる方は感染を防ぐため基本的には部屋はあまり移動せずに各居室にいてください
トイレ使用後などはアルコールで除菌します

ヘルパースタッフ

- ・マスク、防護服、ゴーグル又は防災面(透明のフェイスガード)、ゴム手袋、手指と除菌清掃用のアルコールスプレーを用意し介助します
- ・出勤前に検温し発熱がある場合は出勤を控えてください
- ・濃厚接触者ではない場合は発熱、咳き込み、鼻水が無くなった後三日間の経過観察と呼吸器症状がないことが確認できた場合は勤務可能とします
- ・風邪薬を飲んでいる間は風邪をひいている期間と判断して報告してください
- ・発熱後に長く続く咳、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常があったらサ責、所長にご連絡をください
- ・勤務可能後も引き続き健康状態に留意していただきます
- ・介助中は定期的な空気の入れ替えを行います(1~2時間おきに5分窓を開けます)
- ・利用者様の食器は可能な限り使い捨ての紙皿と紙コップを用意してください
- ・調理器具と使い捨てでない食器は食器用洗剤で洗います
- ・洗濯物は体液の接触に気を付けて扱い、通常の手順の洗濯をします
- ・介助中のゴミは全てビニール袋に入れ、感染性廃棄物として慎重に扱います
- ・介助開始時と終了時には石鹸と流水、またはエタノールで手指消毒をしてください
- ・手指消毒前に自分の目、鼻、口を触らないように注意してください
- ・「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本としてください
- ・排泄介助時は防護服の上に使い捨てエプロンを着けてください
- ・利用者様に熱と咳き込みがある場合は防護服などを着用してください
- ・普段の介助では利用者様と同じ部屋にすることが基本ですが可能な限り別室で待機をしてください
「同じ部屋に常時滞在しないことが重要、可能な範囲で距離を保つように工夫する」、と厚労省通知に書かれています
- ・感染の疑いがある利用者様宅で介助し、発熱等の症状が出たヘルパースタッフは自宅待機しサ責と事業所に報告をしてください
事業所から保健所に報告して適切な対応をします
- ・出勤後に利用者様に感染の疑いが出た場合はまず利用者様に帰国者・接触者相談センターへ連絡し、検査をしていただきます
感染が確認された場合は、発症前48時間以内にそのお宅へ出勤をしたヘルパースタッフは濃厚接触者です。保健所の指示を仰ぎ従います。
帰国者・接触者相談センターが検査不要で自宅待機と判断した場合は個人が特定されないように症状と日にちだけの情報を共有し事業所と各利用者様の判断で出勤します、サ責と所長は発症前か、発症後かの情報も付けて通知文を作成してください

利用者様のご家族

- ・ご家族に介護をご協力いただきます
- ・ご家族には厚労省資料「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント~」をご覧ください介助をしていただきますヘルパースタッフもそれを守ります

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

当社事業所

- ・利用者様に高熱とその他の風邪症状が続く場合はコロナウイルス感染の疑いがある利用者様として地域の保健所に状況を報告します
- ・感染の疑いがある利用者様宅に介助に行くスタッフは他宅で勤務することを避け、人員を限定します
- ・ヘルパーは60歳以上のスタッフ、基礎疾患があるスタッフ、妊娠しているスタッフは勤務に入りません、リストを作成し勤務に入るヘルパーを決めます

その他

- ・二次感染は5人に1人の割合でしか起きていないと言われていています
ガイドラインを守り少しでも感染を増やさないようにしましょう
- ・保健所より指示があった場合は当ガイドラインより優先します
- ・このガイドラインはコロナウイルスについて新しくわかったことがでてきたら更新します

以上